

60歳で実る!「自分で育てる年金」

老後の準備はおトクなiDeCoで!

iDeCo(個人型確定拠出年金)とは、自分が拠出した掛金を長期にわたって運用し、60歳以降に、利益分を含む金額を年金または一時金として受取るしくみ。

積立て・運用・受取りの3段階で税制優遇が受けられ、おトクに老後資金を準備するならダンゼンiDeCo!

What's?!

iDeCoの素朴なギモン

Q. 仕事を転職・退職。iDeCoの契約はどうなる?

転職したり、退職して専業主婦(夫)になったりしても、契約を続けることができます。積立額を変更したくなった場合、1年に1回掛金額を変更することも可能です。

Q. 60歳になるまでは、途中解約できないの?

原則、60歳以降の受給年齢に達するまでは資産を引出すことはできません。これは、老後資金を確実に準備できるメリットでもあります。掛金の拠出を継続できない場合、積立てを休止しそれまでの積立金だけで運用を継続できます。

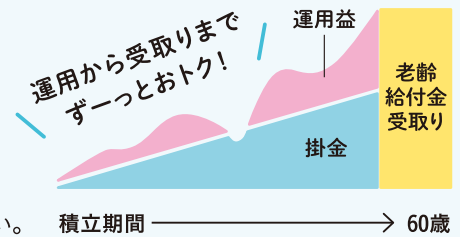
Q. 運用する商品は途中で変えられるの?

運用中の金融商品を売却し、そのお金を元手に別の金融商品に乗り換えたり、運用中の金融商品はそのまま、資金配分を変更したり、新たに積立てを追加したりすることが可能です。

3つの節税メリットでおトクに運用!

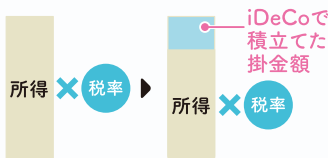
公的年金だけで足りない老後に向けた資金づくりにはiDeCoがおススメ。積立てながらお金を増やし、今払っている税金や将来かかる税金まで節税もできてしまうのがiDeCoの最大のメリットです。

なお、iDeCoを利用する際に口座管理手数料などの一定の費用がかかる点はご注意ください。



積立て(拠出)* おトク1 掛金が全額所得控除!

●掛金は全額所得から差引くことができ、老後のお金を積立てながら所得税・住民税を節税できる!



*拠出限度額はご確認ください。

運用 おトク2 運用益が非課税!

●定期預貯金の利息や投資信託の運用益には税金がかかるけど、iDeCoなら、運用して利益がでてもすべて非課税!



受取り(給付) おトク3 受取る時も税制優遇!*

●受取り時期や受取り方法を自分で選択できる!

iDeCoは年金か一時金で、受取方法を選択することができます。年金として受取る場合は「公的年金等控除」、一時金の場合は「退職所得控除」の対象となります。

*受取り方により、税金の優遇内容は異なります。

●月々の掛金の限度額はいくら?

公的年金の加入状況に応じて異なります。

- ・自営業者など ▶ 6.8万円
- ・会社員など ▶ 1.2~2.3万円*
- ・公務員など ▶ 1.2万円
- ・専業主婦(夫)など ▶ 2.3万円

*企業により加入できない場合があります。

●掛金は所得控除でどれくらい戻ってくる?

年収	300万円	500万円	700万円
年間で戻ってくる額	約18,000円	約24,000円	約36,000円

※(ろうきん)の「iDeCoスペシャルサイト/節税シミュレーター」で試算。会社員、企業年金なし、扶養配偶者なし、30歳から月1万円を積立てた場合で計算しています。



《留意事項》

※節税効果とは、「還付・減税される所得税と住民税」から「60歳までのトータル手数料」と「受給開始までに必要な運用指図者としての手数料」を差し引いた金額のことを意味しています。●上記節税効果等は、下記の前提条件に該当する場合のイメージとなっています。節税効果等を保証するものではありませんのでご了承ください。【前提条件】iDeCoは(ろうきん)で加入し、所得税率推移は次の通り計算しています(〜30歳:5%、31歳〜50歳:10%、51歳〜20%)。運用益、復興特別所得税、住宅借入金特別控除等は考慮していません。●掛金の拠出方法が給与天引きの場合、年末調整が不要となる場合があります。●節税効果等については参考程度にご活用ください。●年金で受け取る場合、受給期間(最低5年)によっては、節税効果が得られないことがあります。●受給時振込手数料が、1回につき440円が別途必要です。●iDeCo加入時、および加入以降、受給が終了するまで一定の手数料が必要です。●投資信託等のリスク性商品で運用を行う場合、運用結果により受取金額は掛金元本の累計を下回る場合があります。●障害・死亡等の事由に該当した場合を除き、原則としてiDeCoに積立てた資産を60歳まで引出し(中途解約)することはできません。加入者期間が10年に満たない場合、加入者期間に応じて給付を請求できる年齢は最大65歳まで繰り下がります。また、70歳到達によりそれまで給付の請求がない場合は一時金として支払われます。